別紙３

国立公園等多言語解説等整備事業実施後使用見込等申告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | ＊様式第１に記載した事業名を記載すること | |
| 観光庁多言語事業との関係  （※１） |  | |
| 事業内容 | ア-①～③  又は⑧ | ←**公募要領P1の１．（３）補助事業の内容に合致した事業であるか確認してください。** |
| ア-④～⑤ | ＊併用されるコンテンツ制作についても記載すること |
| ア-⑥～⑦ | ＊併用されるコンテンツ呼び出しについても記載すること |
| イ～エ |  |
| 実施箇所及び用途  （所在地及び施設名） |  | |
| 事業の規模  （※２） | ＊事業規模がわかる書類を添付してください。 | |
| 見積額・積算基礎等  （※３） | ＊見積書等の積算根拠がわかるものを添付してください。 | |
| 整備対象言語 |  | |
| 土地の所有者及び所有形態  （※４） |  | |
| 法定耐用年数 | ＊整備予定の設備等に係る減価償却資産の耐用年数を記入してください。 | |
| 効果把握のための定量的な指標・目標値① | ＊補助事業終了後も継続的に効果把握するための定量的な指標・目標値について記入してください。 | |
| 効果把握のための定量的な指標・目標値② |  | |

［自然公園法の手続き］

|  |  |
| --- | --- |
| ＊申請にあたっては、必ず、国立公園については所管する自然保護官事務所等に、国定公園については所管する都道府県等に、事前の説明・相談をすること。対応者の所属・氏名を確認の上、確認欄に記入すること。  ＊本補助事業の一環として国立・国定公園内に工作物の設置や設備設置等を実施する場合、自然公園法第１０条に規定された国立公園事業に係る手続き、法第２０条及び法第２１条に規定された特別地域及び特別保護地区にかかる手続き、若しくは法第３３条に規定された普通地域における届け出の手続きを要する可能性がある。事前の説明・相談の結果、手続きが必要な場合には、必ず、自然保護官事務所等の指示に従って、必要な手続きや事前調整を行うこと。 | 確認欄 |
| 自然保護官事務所等の対応者  所属：  氏名： |

※１　観光庁多言語事業との関連性を示す資料として、平成30年度から令和４年度の間に作成済みの英語解説文については、「整備実施一覧」及び該当する英語解説文を添付すること。令和５年度に作成予定の英語解説文を活用予定の場合には、観光庁への申請時に提出した「整備対象一覧表」またはそれと同等な情報が記載された書類を添付すること。

※２　看板等の工作物の設置については事業実施場所の地図及び画像（着手前）を添付すること。

※３　表中の単価及び数量については、その根拠となる資料（見積書、仕様書等）を添付すること。（事業計画と重複する場合は不要）

※４　「土地の所有者及び所有形態」は、看板の設置等工作物の設置のみ該当する。